

第108期中（平成22年9月30日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	320,696	預 金	5,737,394
コ ー ル ロ ー ン	178,735	譲 渡 性 預 金	677,335
買 現 先 勘 定	2,249	コ ー ル マ ネ ー	15,737
買 入 金 銭 債 権	4,382	売 現 先 勘 定	2,249
商 品 有 価 証 券	155	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	36,680
金 銭 の 信 託	1,961	借 用 金	40,875
有 価 証 券	2,722,973	外 国 為 替	179
貸 出 金	3,827,308	社 債	15,000
外 国 為 替	2,333	新 株 予 約 権 付 社 債	29,953
そ の 他 資 産	27,982	そ の 他 負 債	74,390
有 形 固 定 資 産	73,284	未 払 法 人 税 等	6,634
無 形 固 定 資 産	2,474	リ ー ス 債 務	146
支 払 承 諾 見 返	14,242	資 産 除 去 債 務	200
貸 倒 引 当 金	△ 43,022	そ の 他 の 負 債	67,409
		退 職 給 付 引 当 金	23,040
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	233
		偶 発 損 失 引 当 金	959
		繰 延 税 金 負 債	46,741
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	326
		支 払 承 諾	14,242
		負 債 の 部 合 計	6,715,338
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	42,103
		資 本 剰 余 金	30,301
		資 本 準 備 金	30,301
		利 益 剰 余 金	230,780
		利 益 準 備 金	17,456
		そ の 他 利 益 剰 余 金	213,324
		別 途 積 立 金	197,375
		繰 越 利 益 剰 余 金	15,949
		自 己 株 式	△ 1,205
		株 主 資 本 合 計	301,980
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	119,191
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1,404
		土 地 再 評 価 差 額 金	476
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	118,263
		新 株 予 約 権	177
		純 資 産 の 部 合 計	420,420
資 産 の 部 合 計	7,135,759	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	7,135,759

第108期中（平成22年4月1日から
平成22年9月30日まで）中間損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	62,098
資 金 運 用 収 益	49,640
（うち貸出金利息）	（ 31,849 ）
（うち有価証券利息配当金）	（ 17,142 ）
役 務 取 引 等 収 益	6,716
そ の 他 業 務 収 益	4,382
そ の 他 経 常 収 益	1,358
経 常 費 用	41,677
資 金 調 達 費 用	6,327
（うち預金利息）	（ 4,355 ）
役 務 取 引 等 費 用	3,281
そ の 他 業 務 費 用	465
営 業 経 費	27,858
そ の 他 経 常 費 用	3,744
経 常 利 益	20,420
特 別 利 益	1
特 別 損 失	329
税引前中間純利益	20,092
法人税、住民税及び事業税	6,841
法 人 税 等 調 整 額	1,330
法 人 税 等 合 計	8,171
中 間 純 利 益	11,921

中間個別注記表

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	5年～50年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジ(キャッシュ・フローを固定するヘッジ)によっております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、経常利益は3百万円、税引前中間純利益は127百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は200百万円であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額870百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は12,649百万円、延滞債権額は148,478百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は115百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,108百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は169,353百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、32,122百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	41,701百万円
買現先勘定	2,249百万円
担保資産に対応する債務	
債券貸借取引受入担保金	36,680百万円
預金	9,407百万円
売現先勘定	2,249百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券323,223百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,571百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,100,453百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,058,624百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)に基づいて、奥行価格補正、時点修正等の合理的な調整を行って算出。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 67,109百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金40,500百万円が含まれております。
12. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
13. 新株予約権付社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は32,004百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額 1,112円03銭

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,243百万円及び株式等償却162百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 31円54銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 29円49銭

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)
該当ありません。
2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成22年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等 株式	-	-	-
関連法人等株式	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
子会社・子法人等 株式	25
関連法人等株式	-

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	株式	351,433	151,140	200,292
	債券	1,571,276	1,552,213	19,062
	国債	699,701	693,218	6,483
	地方債	147,442	144,998	2,444
	短期社債	-	-	-
	社債	724,131	713,996	10,135
	その他	204,352	200,833	3,518
	外国債券	190,057	187,034	3,023
	その他	14,294	13,798	495
	小計	2,127,061	1,904,186	222,874
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	株式	22,651	28,298	△5,647
	債券	433,330	439,115	△5,785
	国債	378,664	383,403	△4,738
	地方債	3,500	3,500	-
	短期社債	-	-	-
	社債	51,165	52,211	△1,046
	その他	134,532	145,011	△10,478
	外国債券	96,571	97,983	△1,411
	その他	37,960	47,027	△9,067
	小計	590,514	612,425	△21,910
合計		2,717,575	2,516,611	200,963

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
株式	3,457
その他	1,914
合計	5,372

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、142百万円(うち、株式130百万円、社債11百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移している場合等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

(追加情報)

従来は、有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、時価が取得原価の50%以上下落した銘柄は一律減損処理し、時価が取得原価の30%以上50%未満下落した銘柄は過去1年間の平均時価が30%以上下落したものを減損処理するほか、信用リスク等を勘案し減損処理しておりましたが、当中間期より、時価の下落率のほか発行会社の信用リスクに係る評価結果等を加味した、より合理的な総合判断に基づいて減損処理を行うため、上記基準に変更しております。

これにより、従来の方法に比べ減損処理額は643百万円減少(うち、株式654百万円減少、社債11百万円増加)しております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日現在)
該当ありません。
2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在)
該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	15,195 百万円
退職給付引当金	9,374 百万円
有価証券償却	7,610 百万円
減価償却費	736 百万円
その他	5,405 百万円
繰延税金資産小計	38,323 百万円
評価性引当額	△3,263 百万円
繰延税金資産合計	35,060 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△81,772 百万円
その他	△29 百万円
繰延税金負債合計	△81,802 百万円
繰延税金負債の純額	△46,741 百万円

(自己資本比率)

国内基準による自己資本比率 12.48%

(注) 中間個別注記表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(平成22年9月30日現在) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	320,773	預 金	5,728,896
コールローン及び買入手形	178,735	譲 渡 性 預 金	672,585
買 現 先 勘 定	2,249	コールマネー及び売渡手形	15,737
買 入 金 銭 債 権	9,178	売 現 先 勘 定	2,249
商 品 有 価 証 券	155	債券貸借取引受入担保金	36,680
金 銭 の 信 託	1,961	借 用 金	42,475
有 価 証 券	2,727,388	外 国 為 替	179
貸 出 金	3,819,516	社 債	15,000
外 国 為 替	2,333	新株予約権付社債	29,953
リース債権及びリース投資資産	8,410	そ の 他 負 債	87,254
そ の 他 資 産	31,992	退 職 給 付 引 当 金	23,122
有 形 固 定 資 産	73,752	睡眠預金払戻損失引当金	233
無 形 固 定 資 産	2,600	偶 発 損 失 引 当 金	959
繰 延 税 金 資 産	3,148	繰 延 税 金 負 債	46,748
支 払 承 諾 見 返	14,242	再評価に係る繰延税金負債	326
貸 倒 引 当 金	△ 49,844	支 払 承 諾	14,242
		負 債 の 部 合 計	6,716,644
		(純資産の部)	
		資 本 金	42,103
		資 本 剰 余 金	30,301
		利 益 剰 余 金	232,728
		自 己 株 式	△ 1,205
		株 主 資 本 合 計	303,927
		その他有価証券評価差額金	119,194
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1,404
		土 地 再 評 価 差 額 金	476
		評価・換算差額等合計	118,265
		新 株 予 約 権	177
		少 数 株 主 持 分	7,579
		純 資 産 の 部 合 計	429,950
資 産 の 部 合 計	7,146,595	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	7,146,595

〔平成22年 4月 1日から
平成22年 9月30日まで〕

中間連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	66,148
資金運用収益	49,773
(うち貸出金利息)	(31,954)
(うち有価証券利息配当金)	(17,167)
役務取引等収益	8,296
その他業務収益	6,739
その他経常収益	1,339
経 常 費 用	44,584
資金調達費用	6,337
(うち預金利息)	(4,351)
役務取引等費用	2,923
その他業務費用	2,542
営業経費	28,647
その他経常費用	4,134
経 常 利 益	21,563
特 別 利 益	14
償却債権取立益	14
特 別 損 失	331
固定資産処分損	207
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	123
税金等調整前中間純利益	21,246
法人税、住民税及び事業税	7,286
法人税等調整額	1,361
法人税等合計	8,647
少数株主損益調整前中間純利益	12,598
少数株主利益	620
中 間 純 利 益	11,978

中間連結注記表

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 7社
(会社名)

烏丸商事株式会社
京銀ビジネスサービス株式会社
京都信用保証サービス株式会社
京銀リース・キャピタル株式会社
京都クレジットサービス株式会社
京銀カードサービス株式会社
株式会社京都総合経済研究所

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 5社
(主要な会社名)

京都・同志社発ベンチャー育成投資事業有限責任組合
非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等
該当ありません。

- (2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 5社
(主要な会社名)

京都・同志社発ベンチャー育成投資事業有限責任組合
持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (3) 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 7社

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	5年～50年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
----------	--

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(9) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等については、当中間連結決算日現在、該当事項ありません。

(10) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジ(キャッシュ・フローを固定するヘッジ)によっております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等については、当中間連結決算日現在、該当事項ありません。

(12) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、経常利益は3百万円、税金等調整前中間純利益は127百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は200百万円であります。

表示方法の変更

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第41号平成22年9月21日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く) 845百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は13,342百万円、延滞債権額は150,312百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は115百万円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,123百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は171,894百万円でありま
す。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、32,122百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 41,701百万円

買現先勘定 2,249百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 36,680百万円

預金 9,407百万円

売現先勘定 2,249百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券323,223百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,585百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,145,641百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,103,812百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)に基づいて、奥行価格補正、時点修正等の合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 67,515百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金40,500百万円が含まれております。
12. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
13. 新株予約権付社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は32,004百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額 1,117円19銭

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,605百万円及び株式等償却162百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 31円69銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 29円63銭

(金融商品関係)

○ 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	320,773	320,773	-
(2) コールローン及び買入手形	178,735	178,735	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	3,313	3,342	28
その他有価証券	2,718,040	2,718,040	-
(4) 貸出金	3,819,516		
貸倒引当金(*1)	△47,313		
	3,772,203	3,814,520	42,317
資産計	6,993,065	7,035,412	42,346
(1) 預金	5,728,896	5,734,328	5,431
(2) 譲渡性預金	672,585	672,645	59
負債計	6,401,481	6,406,973	5,491
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	991	991	-
ヘッジ会計が適用されているもの	3,007	3,007	-
デリバティブ取引計	3,999	3,999	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様に新規に発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利スワップ取引、金利キャップ取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引、為替予約取引等であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式(*1) (*2)	4,119
②非上場その他の証券(*3)	1,914
合 計	6,034

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について31百万円減損処理を行っております。

(*3) 非上場その他の証券のうち、ベンチャーファンド出資金など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	3,213	3,242	29
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	外国債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	3,213	3,242	29
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	100	100	△0
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	外国債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	100	100	△0
合計		3,313	3,342	28

2. その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	351,699	151,324	200,374
	債券	1,571,276	1,552,213	19,062
	国債	699,701	693,218	6,483
	地方債	147,442	144,998	2,444
	短期社債	-	-	-
	社債	724,131	713,996	10,135
	その他	204,352	200,833	3,518
	外国債券	190,057	187,034	3,023
	その他	14,294	13,798	495
	小計	2,127,327	1,904,371	222,955
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	22,819	28,500	△5,680
	債券	433,360	439,145	△5,785
	国債	378,664	383,403	△4,738
	地方債	3,500	3,500	-
	短期社債	-	-	-
	社債	51,195	52,241	△1,046
	その他	134,532	145,011	△10,478
	外国債券	96,571	97,983	△1,411
	その他	37,960	47,027	△9,067
小計	590,712	612,656	△21,944	
合計		2,718,040	2,517,028	201,011

(注) 非上場株式(中間連結貸借対照表計上額4,119百万円)及び非上場その他の証券の一部(中間連結貸借対照表計上額1,914百万円)については、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、142百万円(うち、株式130百万円、社債11百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移している場合等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

(追加情報)

従来は、有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、時価が取得原価の50%以上下落した銘柄は一律減損処理し、時価が取得原価の30%以上50%未満下落した銘柄は過去1年間の平均時価が30%以上下落したものを減損処理するほか、信用リスク等を勘案し減損処理しておりましたが、当中間連結会計期間より、時価の下落率のほか発行会社の信用リスクに係る評価結果等を加味した、より合理的な総合判断に基づいて減損処理を行なうため、上記基準に変更しております。

これにより、従来の方法に比べ減損処理額は643百万円減少(うち、株式654百万円減少、社債11百万円増加)しております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日現在)
該当ありません。
2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在)
該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 47百万円
2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役12名、当行の執行役員7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 143,700株
付与日	平成22年7月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成22年7月30日から平成52年7月29日まで
権利行使価格	1株あたり 1円
付与日における公正な評価単価	1株あたり 686円

(注) 株式数に換算して記載しております。

(連結自己資本比率)

国内基準による連結自己資本比率 12.80%

(注) 中間連結注記表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。